2012
11
No.38

The Kashiwara Mihariban
かしわら見張り番

発行所 かしわら見張り番

〒582-0026
柏原市旭ヶ丘2丁目4番25号
電話 072-977-5502
FAX.072-977-8782

柏原市議会決算特別委員会で不認定

不透明な竜田古道の収支報告書
約2900万円のお金がどこに消えたのか

11月7、8日に行われた平成23年度の決算特別委員会で、一般会計に対して全議員が「不認定」の判断を下した。決算が承認されないのは前代未聞のことで、これが本会議で「否決」となれば、市長の道義的責任が問われることになる。不認定の理由は、以前から問題となっている竜田古道の里山公園整備収支報告についてである。

維持管理費5000万円を使い果たしたか!?

「ゴミ処分地」として柏原市、羽曳野市、藤井寺市が利用してきた跡地にできた「竜田古道の里山公園」は、柏羽藤環境事業組合の三市で構成されている管理者会の意向によって、柏羽藤環境事業組合から柏原市へ無償譲渡されることになった。これにより、平成23年度以降の維持管理費用は、柏原市の単独負担となった。地元地区への説明がなく、柏原市議会にもはかられず、「密室で行われた取り交わし」である。

環境事業組合が負担する維持管理等の経費は平成22年度までの5000万円で、その5000万円がもうすでになくなってしまったのである。「密室で行われた取り交わし」によると、今後、事業組合から維持管理費の費用負担はされなくなるのである。

なんと使途不明金が約2900万円にも!

処分場跡地の公園整備は、NPO法人「柏原ふる里づくりの会」に委託しているが、それとは別に、嘱託職員、アルバイト職員が配置されている。そして人件費は約3700万円に上っていることを「かしわら見張り番10月号」で述べた。

6月の全員協議会で、柏羽藤環境事業組合から費用負担された維持管理費5000万円の残高が約2900万円として報告されていたが、11月に開会された決算特別委員会での議員質問に対して、市側の答弁は現在残っていないと。だが、数字上では2900万円として残っているはずのお金が、ほぼ無くなっていることが判明した。

維持管理費の多くは、亀の瀬の維持管理費に?

平成20年3月定例会で、濱浦議員は「広大で利便性の悪い亀の瀬(約30万坪・約99ha)の維持管理を市民協働(ボランティア)ではできない。草刈だけでも年間一億円程かかると聞く。国・府から移管されるより、委託され委託料を得るべきであり、柏原市のためになる」と要望したが、行政側からも誰からも支持されなかった。

その後、かしわら見張り番が、何度も、NPO法人への「概算払い(先払い)で、何に使われたのかという証拠書類を精査せずに支払った」結果であると思う。我々の貴重な税金が、このように無計画に使われていたのである。

地元では「朝9時に開園、4時半に閉園し、地元住民が自由に使われない公園は公園でない」と言われている。

PO法人に委託されている「竜田古道の里山公園」の維持管理費が高く、不透明である。「ダチョウ等の購入」「ブルーベリー・山椒・レモン等」の植栽について苦言を呈してきた。

その結果は、環境事業組合から費用負担された留所山処分場跡地の維持管理費5000円は、亀の瀬に維持管理費として使われていたのではないだろうか?

事実無根の記事をでっちあげ!
「百条委員会」掲載記事のナゾ

取材をして裏付けをとる
ジャーナリズムの基本を知らない?

11月10日号の「柏原新聞」に「市議会 ルール無視 百条委」の記事が掲載された。市議会があきれるような事実無根の内容である。疑惑の岡本市長については何も触れず、こんなデタラメを載せて恥ずかしくないのだろうか。

あきれるような事実無根の記事とは以下である。「(中略)反対意見を述べる委員を締め出している…」。反対意見を述べる委員とは、中野広也、田中秀昭、山下亜緯子、石橋實議員のことである。彼らは、百条委員会の設置には反対したが、設置後は百条委員会が声をかけ、参加を促したのである。ところが、彼らは、拒否したというのが事実である。

百条委員会設置に反対した中野議員自らが「締め出しはされてない」と話している。

「(中略)自分達(市議会議員)が特別委員会を立ち上げるのに賛成した議員(12名)だけで特別委をつくり、反対意見など一切排除した姑息なやり方…」。こんなでっちあげの内容を、誰に取材して書いたのだろうか。

しかし、柏原市議会の百条委員会設置は遅すぎたようにも思う。吹田市議会は「随契発注問題」で、すぐに百条委員会を設置している。柏原市議会は、百条委員会を立ち上げる時期は何度もあったと思う。

地方自治法に定められた委員会に「恐ろしい」という記述はなぜ?

また、柏原新聞が本当に新聞なのか、と疑問が残る記載がある。百条委員会について「百条委は証人として呼ばれた場合には拒否することもできず、嘘をつくと懲罰の対象になる。恐ろしい委員会だ」。そもそも証人は嘘をついてはいけない。それが当たり前であり「嘘をついて懲罰になるから恐ろしい」とは、今回の百条委員会の追求に困るような、何かをすでに把握しているのだろうか。

百条委員会は「地方自治法第100条に定められた委員会」で、必要に応じて設置でき、自治体の事務について調査するものである。

調査が必要でなければ、なにもわざわざ設置することはないのだ。